

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度			(参考) 関連する総合計画における政策指標	・婚姻件数 ・夫婦が実際に持つ予定の子どもの人数 ・新潟市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	作成日	R6.5.16
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	こども政策課			評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるよう、新潟市子ども条例の趣旨を、権利の主体である子どもたちのほか、子どもに関わる幅広い市民に普及・啓発します。	政策4-1-①	新潟市子ども条例の認知度	64%以上	66.8%	新潟市子ども条例推進事業	新潟市子ども条例を子どものほか、幅広い市民に周知・啓発するとともに、子どもの権利侵害に関する相談体制の整備や、子どもの意見表明及び社会参加を促進します。	○	子ども条例及び令和6年8月に開設した子どもの権利相談室について、学校等と連携した子どもへの周知、様々な媒体を活用したおとなへの周知により、目標を達成することができました。	子ども条例を、子どもを含むすべての市民に幅広く周知・啓発するとともに、子どもの権利相談室の認知度を向上させるため、メディアミックスによる広報展開に取り組みます。
2	結婚に伴う不安の解消と経済的な負担の軽減を図るため、結婚およびその後の新生活への支援に取り組めます。	政策4-1-②	結婚新生活支援補助金の認知度	90.5%以上	96.7%	結婚新生活支援補助金	結婚に伴う経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の住居費(入居費、賃料、住宅購入費等)や引っ越し費用を支援します。	○	令和5年度より補助上限額を15万円→30万円に引き上げたことで、事業への満足度が高まったと捉えている。	引き続き、結婚に伴う経済的不安を軽減させるため、予算規模及び補助上限額を維持していく。
3	就労等により昼間に保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備や狭あい化の解消、学校や児童館等との連携を強化します。	政策4-1-⑤	放課後児童クラブを利用する児童数	12,122人	12,802人	放課後児童の健全育成(放課後児童クラブ)	就労などにより昼間保護者がいない家庭の児童に対し、健全な遊びや安全な生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営します。	○	公設クラブ2施設(葛塚、真砂)を学校内に整備したほか、教育委員会や学校と連携し、学校の余裕教室や体育館などを積極的に活用することで狭あい化解消を図り、児童の受入環境を整えた。	増加する利用児童数のニーズに対応すべく、引き続き、公設クラブの施設整備を行うとともに、学校施設を積極的に活用することで狭あい化解消に努める。
4	地域団体等が運営する子ども食堂について、地域の核として子どもを含めた多世代が交流し、安心して過ごせる居場所となるよう、必要な支援を行います。	政策4-1-⑤	子ども食堂の数	57団体	62団体	子どもの居場所づくり支援事業	物価高騰の影響を受けている子ども食堂に対して、食材費を補助し、子どもが安心して参加できる居場所づくりを支援します。	○	R7.4.1時点で62団体となっており、着実に増加している。	R6年度より新潟市社会福祉協議会に居場所づくりコーディネーターを配置しており、引き続き居場所の開設や運営を支援していく。
5	ひとり親家庭の自立や、子どもの健全な成長のための大切な生活資金として、養育費の重要性について、周知・啓発に取り組めます。	政策4-2-③	児童扶養手当受給者の養育費受給率	33.9%	33.4%	・養育費履行確保事業 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等就業・自立支援センターの専門員による養育費相談や、養育費の履行確保への補助制度などにより、養育費の受給率を向上させ、ひとり親家庭の経済的自立を促進する。	×	目標には少し届かなかったものの、前年度末の32.2%から着実に上昇している。	ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの相談受付、養育費履行確保事業の実施、新たに開始するひとり親家庭サポーター事業などの取り組みにより、支援を行うとともに養育費を取り決める大切さの周知を進めていく。
6	全ての職員が、子育てや介護などのライフステージに合わせて柔軟に働き続けることができるよう、職場環境の整備やテレワークの導入を進めます。	行財1-4-②	一人当たり平均時間外勤務時間数の縮減	前年度以下 (R5年度:月平均41.8時間)	50時間	超過勤務の上限目標の設定	超過勤務の上限目標を設定し、職員の健康管理を徹底します。	×	限られた人員の中で業務見直し等は行ったものの、日々業務に加え、社会情勢の変化に対応すべき新たな施策の取組もあり、結果として目標達成できなかった。	今後も、業務量に見合った人員配置を求めるとともに、業務内容の見直しを進めることで、超過勤務の縮減に努めていく。

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画における政策指標	新潟市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	作成日	R6.5.22
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	こども家庭課	評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)			
1	子育て家庭に対する相談支援を各区健康福祉課が一体的な組織として実施することにより、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	政策4-2-②	サポートプランの開始	サポートプランの開始	サポートプランを開始できた。	利用者支援事業(こども家庭センター型)	法改正により新たに定められたサポートプランを作成し、支援が必要な子ども及び家庭をサポートします。	○ 【目標達成】 ・サポートプランの対象者、様式、フロー等について、統括支援員と協議を進め、当初計画通り、令和7年1月からサポートプランの作成を開始した。	・こども家庭センター職員と支援対象者が支援内容を共有し、効果的な支援を実施できるようにサポートプランの作成及び活用をすすめる。 ・こども家庭センター職員への研修会を開催し、資質向上に努める。
2	家族の介護等を担うヤングケアラーの存在を幅広く周知し、実態を把握するとともに、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。	政策4-2-①	ヤングケアラー認知度		言葉も意味も知っている: 39.5% 言葉だけは聞いて知っている: 25.5% 合計: 65.0%	ヤングケアラー支援体制整備事業	子ども自身や保護者・支援者などのヤングケアラーへの理解促進を図るとともに、当事者やその家庭を適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化として「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置します。	○ 【目標達成】 ・実態調査に合わせ、教育委員会と連携し、学校の協力のもと、こどもヘヤングケアラーについて説明。 ・「言葉も意味も知っている」と「言葉だけは聞いて知っている」を併せると目標値の50%を超えた。(65.0%)	・引き続き教育委員会、学校と連携し、実態把握と周知啓発に努め、言葉も意味も知っているこどもを増加させる。 ・市民、関係機関の認知度の向上による早期発見と早期対応を目指し、市民向け研修会の開催、積極的な関係機関の研修を実施する。
3	妊娠・出産期の幸福感を高め、全ての妊産婦が安心してこどもを産み育てられるよう、産前産後のケアを強化し、孤独の解消と子育てに関する正しい理解が深まるよう支援します。	政策4-1-③	産後ケア事業の利用率		28.6% 産後ケアの実利用人数(1,154人)÷出生数(4,030人)	・妊娠・出産サポート体制整備事業 ・産後ケア事業	・産後の母親が安心して子育てができるよう、産後ケアを通じて母親の心身のケアや育児サポートを行います。 ・妊娠期から切れ目ない支援を行うため、保護者同士や専門機関との繋がりを促進します。	○ 【目標達成】 ・これまでの広報等の効果もあり、利用人数が増加。 ・今年度、宿泊・デイ・訪問合計で14か所(9事業者による)委託先が増加し、選択肢が広がっている。	・引き続き、切れ目のない支援を行うため、研修会・情報交換会を開催し、委託事業者との連携、ケアの質向上を図っていく。 (今年度8月に初の研修開催) ・令和7年度より訪問ケアについて対象児の年齢を6か月未満から1歳未満に拡充する。
4	地域と連携した子育て支援を実施するため、医療機関など様々な関係機関と情報共有及び連携強化を図ります。	政策7-3-②	地域の医療機関等との連携会議、意見交換会等の開催件数(回)	19回	31回	・妊娠・子育てほっとステーション支援強化事業 ・母子保健関係機関意見交換会	連携会議や意見交換会を実施し、子育て関係機関との情報共有や連携強化を行います。	○ 【目標達成】 ・妊娠・子育てほっとステーション強化事業として、区は、こども家庭センターの役割、妊娠期からの切れ目のない支援、虐待予防等をテーマに、研修・事例検討・情報交換を行った。	・引き続き、地域と連携した子育て支援が実施できるように、区役所と現状及び課題を共有し、医療機関など様々な関係機関と効果的な連携会議や意見交換を実施できるように支援する。
5	関係機関との連携による子育て支援策の推進	行財1-1-①	区役所、出張所担当者との会議、研修会を実施した回数(回)	25回	28回 ・母子G16回 ・こどもG12回	・母子保健グループ、こども家庭支援グループの会議・研修会の実施	区役所の業務担当者との会議や研修会を開催し、業務知識や情報の共有、意見交換を行うことで、業務の質の維持及び向上を図ります。	○ 【目標達成】 ・区役所及び担当者との会議や研修会を開催し、情報共有、課題等の協議・検討を行った。	・引き続き、会議や研修会などを開催し、区役所、関係課と連携し、業務の質の向上に努める。

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画に おける政策目標	新潟市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	作成日	R6.4.1
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	児童発達支援センター	評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	質の高い療育や相談を行うため、センター職員の専門性の向上を図ります。	行財1-1-①	実践的な参加型研修や実習への参加(件)	69	87	児童の発達支援	・保護者から信頼されるよう、外部機関での研修や実習、センター内における実践・参加型職員研修などを行い、職員の資質向上を図ります。	○	・各種研修への参加やセンター内研修の実施により、職員の資質向上を図りました。 ・前年度の園内研究から見えてきた課題解決に向け、テーマを絞った園内研究を行うことで、アセスメントと支援力を深めました。	・センター内外の研修や実習への参加・実施を継続し、専門性向上に努めます。 ・引き続きアセスメント力向上に取り組むことで、療育や相談の質の向上を図ります。
2	保護者の発達障がいへの理解促進と困り感に対する丁寧な支援を行います。	政策4-2-④	保護者向けに開催した講座や座談会の参加者数(人)	274	277	児童の発達支援 児童発達支援事業 発達相談事業	・講座や座談会を通じ、発達障がいへの理解促進や保護者同士の交流を図ります。 ・オンラインや土曜日開催により、受講定員増と参加機会の拡大を図るなど、参加しやすい講座を開催します。	○	・講座や保護者座談会などの機会を通じて、困り感の共有や解消のきっかけとなる場を提供しました。 ・講座に参加していただきやすいよう、オンライン形式での開催も取り入れました。	・保護者への学習機会や交流機会の提供を通じて、発達障がいへの理解促進と困り感の解消に向けた支援を行います。 ・オンライン形式は好評だった一方、ネット環境の課題があったため、改善に努めます。
3	発達に心配のある子どもが安心して、身近な地域で適切なサポートが受けられる環境を整えます。	政策4-2-④	発達支援コーディネーターの育成数(人)	60	63	児童の発達支援 発達支援コーディネーター育成事業	・発達障がい児が身近な地域で健やかに過ごせるよう、児童が日常通う園の保育士等を対象に支援者育成研修及び資質向上研修を実施し、地域の支援力を向上させます。	○	・コーディネーターが不在の園に対し育成研修への参加を促すなど、コーディネーター数の確保と配置率向上を図りました。 ・コーディネーターの資質向上のため、フォローアップ研修を行いました。	・令和6年度末にはコーディネーター配置率が90%を超えましたが、引き続き配置率向上に努めます。 ・フォローアップ研修により、実践力と地域支援力の向上を図ります。
4	発達に心配のある子どもが安心して、身近な地域で適切なサポートが受けられる環境を整えます。	政策4-2-④	アウトリーチ型支援の実施(延べ件数)	686	742	児童の発達支援 保育所等訪問支援事業 地域移行支援 巡回相談支援事業	・保育園や認定こども園、放課後児童クラブにおいて児童が安心して過ごせるよう、対象児童への対応や環境調整について、保護者や施設の支援者等の関係者とともに考え、切れ目ない支援を行います。	○	・通所児の並行通園や転園に際し、並行通園・転園先との情報交換や環境調整の提案を丁寧に行いました。 ・放課後児童クラブ等、学齢期のこどもの支援も増えています。	・通所児の並行通園や転園に際しては、丁寧な移行支援を行い、安心して地域の園で過ごせる環境を整えます。 ・地域の園や放課後児童クラブにおいては、コーディネーターや支援員のスキルアップにもつながるような提案や支援を行います。
5	様々な機会を捉え、発達の課題の早期気づきに努め、相談支援や療育などの福祉サービスや学校教育において、適切に切れ目なく支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	政策4-2-④	学校関係機関への訪問や連絡・協議の実施(延べ件数)	111	117	児童の発達支援 発達相談事業 障がい児相談支援事業 保育所等訪問支援事業 通所支援事業	・就学前後の子どもと保護者の不安感解消と適切な支援継続のため、学校や教育委員会、教育支援センター等と連携して、重層的な支援を行います。	○	・就学前の学校や教育委員会との情報共有をはじめ、就学後における学校訪問など、関係機関との連携を強化しました。	・就学前後の子どもと保護者の不安感解消と適切な支援継続のため、引き続き学校や教育委員会等と連携して、重層的で切れ目ない支援を行います。

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画における政策指標	子どもが笑顔で健やかに育つ社会の実現	作成日	R6.5.31
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	児童相談所家庭支援課	評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	保護者の適切な養育が受けられない子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭的な養育環境としての里親の普及を促進し、子どもに応じた養育環境を提供します。	政策4-2-②	里親委託率(3歳未満) 令和3年度の61.1%より増加	61.1%以上	40.0%	児童相談所特別事業(里親制度の啓発、里親への支援強化)	里親制度の市民啓発を図ります。また、登録里親の資質向上のための研修を実施するとともに、里親養育支援児童福祉司を中心とした里親養育支援の強化を図っていきます。 【R6予定】 市民への啓発 ・イベント会場での広報活動 ・SNS,市報による広報 毎月 ・制度説明会 年間24回 ・体験発表会 1回 里親への研修 ・登録前研修 年間6回 ・登録里親向け研修 年間28回	×	里親制度の啓発を図るため、予定していた事業はすべて実施した。しかしながら、施設入所児童の増加や養子縁組成立による里親登録解除などがあり、指標としていた委託率には達しなかった。	PRキャラクター等を用いて、より多くの市民に制度を周知し、里親制度の認知度をあげるとともに、養育不調による委託解除ゼロを目指す。
2	重大な権利侵害である児童虐待に迅速かつ的確に組織的な対応を実施します。	政策4-2-②	児童虐待死亡事例	0人	0人	児童相談所特別事業(児童虐待への対応強化)	・増員した児童福祉司の専門性の向上のため、所内外の研修を充実させます。 ・他の自治体の死亡事例を検証し、適切なアセスメントをもって虐待の早期発見と再燃を防ぎます。	○	児童福祉司の専門性の向上のため、所内外の研修会に参加した。R6年度、8都市であった児童虐待重大事例検証報告書について職員と共有し、内容の検証を行った。	今後も所内外の研修へ参加し児童福祉司の専門性の向上に努めます。
3	児童の権利を擁護し、子どもたちが、できる限り住み慣れた在宅および地域での生活が継続できるよう、その推進を図ります。		児童福祉司指導措置及び継続指導を採っている家庭についての支援最終率(%)	22.0%以上	23.7%	児童相談所特別事業	児童福祉司指導措置及び継続指導を採っている家庭の課題解決と養育環境の改善を図り、支援の最終を目指す。 ＜R6.4.1現在＞ 児童福祉司指導措置106件 継続指導199件	○	＜R7.3.31現在＞R6年度中に児童福祉司指導措置及び継続指導を採っていたケース358件に対して、最終数は85件であり、その割合は23.7%だった。	引き続き、家庭の問題解決と養育環境の改善を図り、支援の最終を目指します。
4	児童の権利を擁護するため、児童虐待通告を受けた児童の家庭に対し、確実な調査を基にアセスメントを行い、児童虐待の再燃を防止します。		一時保護をした児童について早期にアセスメント調査を行い、方針を1ヶ月以内に立てた件数の割合(%)。	90.5%以上	94.5%	児童相談所特別事業(確実な調査を基にアセスメントを行い児童虐待の再燃を防止)	一時保護を実施した、児童・家庭に対し、確実なアセスメント調査、家族再統合プログラム等を導入し適切な助言等を行います。 91.4%(R5結果)	○	＜R7.3.31現在＞虐待対策係が対応した一時保護した児童110件に対して、一か月以内に方針を出した件数は104件であり、その割合は94.5%だった。	確実な調査を基にアセスメントを行い児童虐待の再燃を防止します。
5	児童福祉法に基づく入所措置等を行う際には、児童の最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、児童の意見又は意向を聴取し勘案して措置を行うよう努めます。		入所等措置を採る際に、児童の意見又は意向を聴取した件数の割合(%)	100%	100%	こどもの権利擁護事業	施設等入所措置を採る際、国のスタートアップマニュアル案に則り、児童の状態に応じたわかりやすい説明及び意見聴取を実施します。 ※R6.6.1から本格実施(参考)R5入所措置等件数 36件	○	施設入所措置や一時保護を実施するなどのタイミングで、児童の状態に応じた分かりやすい説明を行い、意見を聴取しました。聴取した意見は判定会議等で共有し、意見を勘案した措置を行いました。	引き続き、児童の状態に応じた説明を行い、適切に意見・意向を聴取するとともに、聴取した意見を最大限勘案し、児童の権利擁護を意識した措置を採るよう努めます。
6	市民に信頼される組織作りのため、コンプライアンスの徹底、内部統制制度による事務ミスや不適切な業務の防止に努めます。	行財1-1-①	内部統制制度の新規報告件数	新規報告0件	新規報告件数0件	コンプライアンスの推進	コンプライアンス意識の浸透・徹底を図るとともに、内部統制制度を活用し、再発防止の取り組みを共有することで、事務処理誤り等の削減に取り組みます。 (参考)R5新規報告件数 2件	○	事務ミスの再発を防ぐための効果的な措置を採り、組織として適正な業務に努めました。また、機会を捉えて、メールや研修などでコンプライアンス意識の浸透・徹底を図りました。	R7年度からは、個人情報の取扱いが追加されることを受けて、より一層、扱う情報の重要度を認識し、職員一人一人へのコンプライアンス意識の浸透を目指します。

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画に おける政策指標	作成日	2024/5/17	
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	児童相談所こども相談課	評価日	2025/3/31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	要支援・要保護児童とその家族に寄り添って継続的に支援できるように、職員向けの研修を実施することで、区役所との連携を強化し、相談体制の充実と支援の質の向上を図ります。	政策4-2-②	研修受講後アンケートでの意識、行動変容度(点) 評価:5点満点(10段階評価)	4.0点以上	4.5点	児童相談所・区役所との連携強化研修の実施	「こども家庭センター」のこども家庭相談員及び保健師向けに事例検討を中心とした研修を開催します。 また教育機関への参加も依頼し、様々な機関との連携強化を図ります。	○	今年度、研修のターゲットにした保健師からの評価は4.5点と非常に高かった。また、全参加者の研修満足度においては4.6点を得ることができ、来年度も当該研修の継続を希望する声が多かった。	継続
2	悩みを抱えた子どもや保護者などが多様な相談窓口を活用することで、児童虐待の未然防止や早期発見を図ります。	行財1-3-①	相談対応件数(年間) (参考) R5年度 :292件 児童本人: 43件	330	510	児童虐待防止等のためのSNS相談事業 「親子のための相談LINE」	「親子のための相談LINE」を活用し、児童虐待の未然防止や早期発見の強化を図ります。そのため、広く市民に向けた広報を毎月実施し、さらに児童からの相談件数を増加させるため、児童に向けた広報を増やします。	○	児童からの相談件数を増加させるため、市内全高校に周知カードを配布することができた。また、デジタルサイネージやSNSを活用するなど、新たな広報手段を取り入れ、結果的には目標値を大きく上回る相談対応件数となった。	継続
3	児童にとつての最善の利益を軸としながら、児童の意見や意向を尊重した支援を検討します。	政策4-1-①	意見聴取等措置実施後の評価表(5点満点)への回答結果	3.5点以上	4.2点	児童の権利擁護の徹底に係る取り組みの実施	意見聴取等措置実施の際、児童の特性や状態等に配慮工夫しながら十分な聴き取りを行い、その内容を協議の場で共有します。その成果について、5点満点の評価表にて毎月回答及び報告します。	○	意見聴取等措置実施シートに沿った内容を十分に聴き取ることができた。児童に分かる形で、所内会議で決定した結果を丁寧に伝えることにより注力したい。	継続
4	より市民目線に立った障がい者更生相談所業務を目指すとともに、障がいに関する手帳の交付事務における効果的な運用を図ります。	行財1-2-①	簡素で効率的な組織体制の構築	見直し、改善	全て実施済	障がいに関する手帳の交付事務に関する担当者会議	担当者(障がい福祉課、各区、当所)が適切に手帳業務を行うために実施している担当者会議の内容をさらに見直し、対応の統一及びより円滑な業務の運用を図ります。また、業務の実態に応じ、会議内容の改善も行いま	○	療育手帳の担当者会議では、当所と区役所の実務実態が体感できるような企画を行い円滑な運用につなげることができた。身体障がい者手帳の担当者会議では、ほとんどの実務者が一堂に会する機会を設定し忌憚のない情報交換を行うことができた。	・一部継続 ・補装具担当者会議の企画実施
5	一時保護において、子どもの権利を子どもに適切に説明し、人権に配慮した支援の実施、子どもの意見表明の機会を確保します。	政策4-1-①	子どもの権利保障に係る取り組みの実施	①6回(年間) ②③対象児童全数	①年6回(隔月)実施 ②③全ての対象児童に実施	子どもの権利保障に係る取り組みの実施	①生活アンケートの実施 ②入所時の説明 ③子どもアンケートの実施(入所後概ね7日及び退所時)	○	子どもへの分かりやすい説明の実施や子どもの意見を聴く機会を定期的に設ける等することで、施設生活の改善を図り、子どもの権利保障に努めることができた。	継続
		政策4-2-②	一時保護児童の観察会議等所内カンファレンスの実施(延回数)	52	53	一時保護児童に対する適切な支援及び指導に向けた観察会議等所内カンファレンスの実施	権利擁護に配慮した支援を行うため、担当児童福祉司及び児童心理司とのカンファレンスを実施します。	○	一時保護児童の観察会議等所内カンファレンスの機会を通じ、児童の権利擁護に配慮した適切な支援及び指導につなげることができた。	継続
		政策4-2-②	一時保護所職員会議の実施(延回数)	12	12	一時保護児童に係る支援体制の充実	①一時保護所の運営における職員マニュアルの徹底 ②一時保護児童に係る権利擁護の一層の推進 ③夜間補助員及び学生ボランティアの積極的活用による職員の勤務形態(シフト)の見直し検討	○	職員会議を毎月1回定期的に開催することで、マニュアルの徹底及び改善による支援の質の向上や権利擁護の推進、職員の適正配置等について検討し、改善を図ることができた。	継続

# 組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画に おける政策指標	・夫婦が実際にもつ予定の子どもの人数 ・新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合	作成日	R6.4.1
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	幼保運営課	評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	良好な教育・保育環境の確保に向け、施設の適正配置や人材の確保を進めるとともに、多様な保育・子育て支援ニーズに対応し、必要な方が適切なサービスを受けられるよう支援に取り組みます。	政策4-1-④	保育所等待機児童数(年度当初)	0人	0人	保育定員の確保事業	待機児童ゼロの維持に必要な保育定員数を確保するため、保育施設の新設・増改築等にかかる費用の一部補助や、適切な定員調整等を行います。	○	R7.4入園調整結果を踏まえ、適切な定員設定となるよう必要な調整(定員割れ施設との定員減協議、定員超過施設への定員増依頼)を行いました。	適切な定員調整等を行い、必要な定員の確保に努めていきます。
2		政策4-1-④ 行財2-2-①	閉園に向けて合意に至った市立保育園の園数	6園	6園	市立保育園の適正配置の推進	「第2次新潟市立保育園配置計画(令和5年度～9年度)」に基づき、市立保育園の適正配置等の取組を進めます。 計画策定時:87園(目標:概ね20年後に半数程度) これまでに閉園済みまたは合意に至った市立保育園数:17園	○	大夫浜保育園(R9年度末閉園)及び山田保育園(R7年度末閉園)の閉園を決定しました。 また、R7.4の入園申請状況により休園していた新飯田保育園の閉園について地域の合意を得ました。	調整中の5園に加えて、児童数が少ない園について閉園調整を進めます。
3		政策4-1-④	こども誰でも通園制度(仮称)を試行実施する園数	10園	12園	こども誰でも通園制度(仮称)の試行事業	就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、生後6か月～3歳未満のこどもを預かるとともに、保護者に対して必要な支援を行う「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据えた試行事業に取り組みます。	○	施設への意向調査や説明会を行い、R6.9月から試行実施しました。(実受入園数3園、実利用者5人、延べ利用時間124時間)	R7.4の児童福祉法施行による本格実施にあわせて事業の認可等を進めます。また、令和8年度からの給付制度化に向けて準備を行います。
4		行財1-2-①	効率化・集約化を行った保育関連事務の数	5件	9件	保育関連事務の効率化・集約化の推進	限られた人的資源を有効に活用するため、保育認定事務において効率化および集約化を進めます。	○	4月一斉入園事務において、一部電子申請を取り入れるとともに、審査手順の見直しを行い事務効率化を進めました。8区中5つの区において事務の集約化を行いました。	各種手続きの電子化など、引き続き保育認定事務の効率化および集約化に努めて行きます。

組織目標管理シート

年度	令和6年度	(参考) 関連する総合計画に おける政策指標	・夫婦が実際にもつ予定の子どもの人数 ・新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合	作成日	R6.4.1
組織名(部)	こども未来部	組織名 (準部・課・機関名)	幼保支援課	評価日	R7.3.31

○:達成  
△:一部未達成  
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	良好な教育・保育環境の確保に向け、保育士確保の取組を進めます。	政策4-1-④	各種支援事業の新規申請件数(件)	40	44	保育士の確保事業	下記各種事業を実施し、保育士確保に向けた取組を行います。 ・保育士宿舍借上げ支援 ・保育士修学資金貸付 ・潜在保育士就職準備金貸付 ・潜在保育士の再就職支援	○	保育士修学資金貸付の新規件数が大幅に伸び、目標を達成することができた。	必要とする保育士を確保できている施設がある一方、確保に苦慮しているという声も多くあり、全体として保育士不足は継続した課題となっている。修学資金貸付事業や宿舍借上げ支援事業などのほか、関係機関とも連携して保育士の養成、確保に向けた取組を進める。
2	市全体の教育・保育の質の確保・向上に向け、連携拠点園を中心に、幼児教育・保育施設等関係者の連携を強化します。	政策4-1-④	市立保育施設の公開保育への延べ参加者数(人)	530	728	教育・保育施設関係者ネットワーク構築事業	研修・公開保育等の開催を通じて、地域における関係者間のネットワーク構築を推進します。	○	区の年齢別研修会の一環として取り入れるなど、公開保育の取組が活発化している。また、私市立園と一緒に学び合うことで、関係づくりや市全体の保育の質の向上に寄与している。	公開保育や語り合いの取組を園種別、設置者区分にとらわれることなく多くの園で継続して実施し、合同研修などと合わせて本市の幼児教育・保育の質の一層の向上を図っていく。
			教育・保育内容に関する園評価の公表実施施設の割合(%)	70	70.9		保育内容等の評価を行い公表することにより、保護者からの意見や他園の取組を収集し、評価を踏まえた計画の改善につなげ、教育・保育の質のさらなる向上に取り組めます。			
3	市全体の教育・保育の質の確保・向上に向け、現場の声を反映させながら、現場の負担軽減と働きやすい職場づくりを進めます。	政策4-1-④ 行財1-3-②	ワーキングチームによる取組件数(件)	8	8	保育の質の確保・向上に向けたワーキングの取組	当課職員と区指導保育士、保育園等職員によるワーキングチームを立ち上げ、現場の声を反映させながら、各種取組を推進します。 ・ICTを活用した業務改善 ・幼児教育・保育のためのハンドブック作成 ・保育の質の確保・向上 ・園児の見守り機器の導入・運用	○	4つのワーキングチームにおいて、現場の声を反映させながら業務改善やハンドブックの作成、見守り機器等の運用などの検討を行った。試行などの過程を経て結果をまとめ、各園等に周知して活用、実践につなげた。	ワーキングチームの取組を継続し、保育の現状と将来像を見越しながら4つの課題に取り組んでいく。 ・ICTを活用した業務改善 ・園の自己評価を含む保育の質の向上 ・実習生受け入れの手引き ・市保育士のキャリアラダー作成
4	医療的ケア児とその家族が、必要とする支援を適切に受けられるよう、関係機関と連携していくとともに、幼児教育・保育施設に看護師を配置するなど、支援の体制整備を推進します。	政策4-2-④	医療的ケア児のうち保育施設への入園を希望する児童の入園率(%)	100	100	医療的ケア児保育支援事業	保育園等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	○	令和6年度に新たに保育施設への入園を希望した医療的ケア児6名については、関係機関との調整を行い、全員入園することができた。	引き続き、医療的ケア児とその家族が、必要とする支援を適切に受けられるよう、関係機関との連携を深め、支援体制の整備を進めていく。
5	地域全体の多様な子育て支援サービスの質の向上と体制強化を図るため、担い手となる専門人材の確保に取り組めます。	政策4-3-③	子育て支援員研修の累計受講者数(人)	240	242	子育て支援員研修	子ども・子育て支援新制度における支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を行い、必要な知識や技術等を修得させ、保育の質の向上を図ります。	○	令和6年度は74人が参加した。累計受講者数は242人となり、目標を上回った。	事業開始から3年が経過したことから、必要に応じて見直しを行い、より多くの方が受講し、子育て支援員として活躍してもらえるよう取り組んでいく。